

社会福祉法人藤蔭福祉会

役員等・その他の委員報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人藤蔭福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」とする）、第三者委員、評議員選任・解任委員（以下「その他の委員」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員等とは、理事、監事及び評議員をいい、その他の委員とは、第三者委員、評議員選任・解任委員のことをいう。
- （2）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- （5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- （1）常勤の理事 報酬（賞与、退職慰労金）
- （2）非常勤の役員 報酬
- （3）評議員 報酬

（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- （1）報酬 別表第1に定める額
- （2）賞与 別表第2に定める算式により算出される額

(3) 退職慰労金 別表第 3 に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第 4 に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は、別表第 5 に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 …… 該当なし

(2) 賞与 …… 該当なし

(3) 退職慰労金 …… 該当なし

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規則は、平成 5 年 3 月 13 日に施行する。

この規則は、平成 15 年 8 月 28 日に施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(報酬と旅費規程を分ける)

この規定は、令和 8 年 7 月 13 日に改定する。(役員報酬の支給)

社会福祉法人藤蔭福祉会 役員等・その他の委員報酬規程 別表

別表第 1（常勤の理事の報酬）

役員名	報酬の額
理事長	無報酬
理事	無報酬

別表第 2（常勤の理事の賞与）

賞与	無報酬
----	-----

別表第 3（常勤の理事の退職金算定式）

無報酬

別表第 4（非常勤の役員の報酬） ※源泉徴収後の金額とする

（1）理事

区分	日額
理事会等、会議への出席	5,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

（2）監事

監事監査への出席	5,000 円
理事会等、会議への出席	5,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

（3）第三者委員

第三者委員会会議への出席	5,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

（4）評議員選任・解任委員

理事会等、会議への出席	5,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

別表第 5（評議員への報酬） ※源泉徴収後の金額とする

（1）評議員

区分	日額
評議員会への出席	5,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	5,000 円